

平成31年4月1日
京都市文化市民局
担当 共生社会推進室
男女共同参画推進担当 222-3091
くらし安全推進部
くらし安全推進課 222-3193

2019年度 京都市民間緊急一時保護施設補助金に係る申請団体の募集について

京都市では、DV^{*}の被害者や犯罪被害者等のための民間シェルター（民間団体が運営する緊急一時保護施設）を運営する団体に対し補助金を交付しています。

この度、2019年度の申請団体を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

※ 配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力

記

1 制度の概要

DV被害者・犯罪被害者等を保護するための民間シェルターを運営する団体に対して、シェルターの家賃に要する費用の全部又は一部を補助します。

申請できる団体	京都市内に民間シェルター及び主たる事務所を有する団体
補助額	受入可能世帯数1世帯の場合 月額5万円以内 受入可能世帯数2世帯の場合 月額10万円以内 受入可能世帯数3世帯の場合 月額15万円以内
募集期間	2019年4月1日(月)から4月26日(金)まで

*審査のうえ、適当と認める団体に交付します。

*所定の手続により保護を行った場合、別途、加算措置を受けられるときがあります。

2 募集案内（申請書）について

2019年4月1日（月）から、共生社会推進室男女共同参画推進担当及びくらし安全推進課で配布するとともに、共生社会推進室男女共同参画推進担当及びくらし安全推進課のホームページに掲載します。

（共生社会推進室男女共同参画推進担当

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）

（くらし安全推進課

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/11-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）

問合せ・申請先

京都市文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当

電話 075-222-3091 FAX 075-222-3223

E-mail danjo@city.kyoto.lg.jp

住所 〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4階

京都市文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課

（犯罪被害者等の保護に関すること）

電話 075-222-3193 FAX 075-213-5539

住所 〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427

京都朝日会館4階